



平成21年5月20日

各 位

会社名 : トランス・コスモス株式会社
代表者名 : 代表取締役社長兼COO 奥田 昌孝
(コード番号 : 9715 東証第一部)
問い合わせ先 : 管理本部長 古原 広行
TEL : 03-4363-1111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成21年6月25日開催予定の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 定款一部変更の件 (その1)

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、当社現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - (i) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - (ii) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、当社現行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
 - (iii) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.~30. (記載省略) (新設) 31. 上記各項に関する一切の付帯業務</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社の株式については、株券を發行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行) 第 8 条 (記載省略) 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を發行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し) 第 9 条 当社の株主は、<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 10 条 (記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 (記載省略) 2. (記載省略) 3. 当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>・<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 12 条~第 23 条 (記載省略)</p> <p>第 24 条 (記載省略) 2. 当社は、取締役会の決議をもって取締役社長 1 名を含め、必要に応じて</p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1.~30. (現行どおり) 31. <u>貨物利用運送事業</u> 32. 上記各項に関する一切の付帯業務</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数) 第 7 条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(单元未満株式の買増し) 第 8 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 11 条~第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (現行どおり) 2. 当社は、取締役会の決議をもって取締役社長 1 名を含め、必要に応じて</p>

現 行 定 款	変 更 案
取締役会長 1 名および取締役副会長、 取締役副社長並びに専務取締役各若干 名を選任することができる。 3. (記載省略) 4. (記載省略)	取締役会長 1 名および取締役副会長、 取締役副社長並びに専務取締役等各若 干名を選任することができる。 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)
第 25 条～第 41 条 (記載省略)	第 24 条～第 40 条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	附則
(新 設)	第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主 名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、 株券喪失登録簿への記載または記録に 関する事務は株主名簿管理人に取扱わ せ、当社においては取扱わない。
	第 2 条 前条及び本条は平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前 条及び本条を削除するものとする。

II 定款一部変更の件（その 2）

1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

この点、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることが可能とされています(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①および②の方法によることが可能となるように、根拠規定を新設するものです。（変更案第41条）

なお、変更案第41条第3項は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 7 章 買収防衛策</p> <p>(買収防衛策)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、買収防衛策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</p> <p>2. 当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</p> <p>3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</p> <p>(1) 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</p> <p>(2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取扱うことができること</p>

(注) 上記「変更案」の条数につきましては、「定款一部変更の件（その1）」が原案どおり承認可決されたときの条数を示しており、ご承認いただけなかった場合には、これに伴う条数の変更を行います。

III 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 25 日（木）

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 25 日（木）

以上